

ID: 117

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	長門市伊上海浜公園オートキャンプ場条例 第4条		
例規番号	平成17年条例第107号		
<p><b>【根拠条文】</b> (許可の取消し等) 第4条 市長は、前条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用を拒むことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 前条の許可に付した条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正な手段により前条の許可を受けたとき。 (4) 営利を目的とした事業又は催しに使用するとき。 (5) 市長の指示に従わないとき。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日